

求人票

求人者	フリガナ				設立	明・大・昭・平 年			
	事業所名				資本金	億 万円			
					年商	億 万円			
	所在地	(〒 -) 線 駅・バス停から徒歩 分			全従業員数				
					男 人				
	書類提出先	(〒 -) 線 駅・バス停から徒歩 分			女 人				
			計 人						
代表者職			代表者名	採用担当者・連絡先					
事業内容				部署名:		役職名:			
				氏名:		F A X:			
				電話:					
				e-mail:					
				U R L:http://					
求人数等	(職種)		(求人数)	(職務内容)			求人学科		
				(応募資格)					
	勤務先		(所在地)						
			(従業員数) 人						
	(職種)		(求人数)	(職務内容)			求人学科		
				(応募資格)					
勤務先		(所在地)							
		(従業員数) 人							
(職種)		(求人数)	(職務内容)			求人学科			
			(応募資格)						
勤務先		(所在地)							
		(従業員数) 人							
勤務条件	現行賃金	職種別			勤務時間	時 分	賞与 (前年実績)	年 回・約 ヶ月	
		基本給	円	円		円		土曜日	昇給 (前年実績)
		手当					時 分	交 通 費	全額・ 円まで
		手当					変形労働時間制 有・無	宿 舎 施 設	入寮 可・否
		計(税込)					残業 月平均 時間	労働組合	有・無
	試用期間中の賃金	円	円	円	休日	日曜・祝日・ 曜	加入保険等	健康・厚生・雇用・労災 財形・その他()	
	試用期間	月	月	月		週休2日制 有・無			
	応募 選考要領	説明会	日時: 場所:			選考 場 所	日時		
応募書類		履歴書・卒業見込証明書・成績証明書・健康診断書 その他()							
受付期間		月 日 ~ 月 日 日以降随時							
選考方法		筆記	有・(専門・常識・英語・作文・)・無						
	面接	<input checked="" type="checkbox"/> 有・無	検査	適性・身体・その他()					
補足事項									
職業分類番号				産業分類番号	受付年月日	※			
求人数									

職業紹介事業者が求人を受け付ける際の自己申告書

記入日：平成 年 月 日

私どもは、この求人申込みの時点において、ハローワークにおける求人不受理の対象に該当いたしません。
 ＊ハローワークにおける求人不受理の対象とは、以下のチェックシートのチェック欄に1つでも該当する場合をいいます。

事業所名 _____

事業所所在地 _____

代表者名 _____ 印

対象条項など、求人不受理制度の内容について厚生労働省のリーフレット『労働関係法令違反があった事業所の新卒求人は受け付けません！』（LL291115首01）により確認し、理解しました。

<チェックシート>

以下の求人不受理の対象に該当する場合は、チェック欄にシ点(「✓」)を記入してください。
 なお、以下のうち1つでも該当する場合は、ハローワークにおける求人不受理の対象となります。

1. 労働基準法及び最低賃金法関係

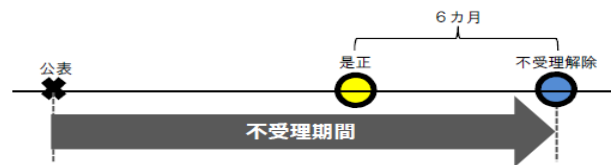
(1) 過去1年間に2回以上同一の対象条項違反行為により、労働基準監督署から是正勧告を受け、

- a 当該違反行為を是正していない。
- b 是正してから6カ月が経過していない。



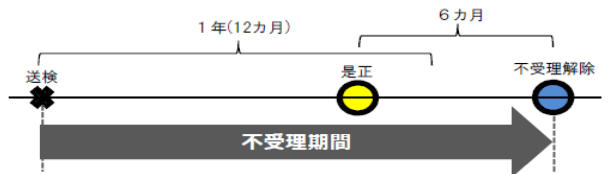
(2) 違法な長時間労働を繰り返している企業として企業名が公表され、

- a 当該違反行為を是正していない。
- b 是正してから6カ月が経過していない。



(3) 対象条項違反行為に係る事件が送検かつ公表され、

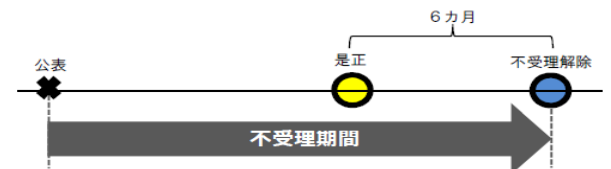
- a 当該違反行為を是正していない。
- b 送検後1年が経過していない。
- c 是正してから6カ月が経過していない。



2. 職業安定法、男女雇用機会均等法および育児・介護休業法関係

(1) 対象条項違反の是正を求める勧告に従わず、企業名が公表(※)され、

- a 当該違反行為を是正していない。
- b 是正してから6カ月が経過していない。



※職業安定法第48条の3第3項、男女雇用機会均等法第30条または育児・介護休業法第56条の2の規定による。

3. 項目1及び項目2共通

(1) 求人不受理期間中に再度同一の対象条項違反により、

- ①労働基準監督署による是正勧告、
- ②需給調整事業課(室)による助言や指導、勧告、
- ③雇用均等室による助言や指導、勧告を受けており、その後、

- a 当該違反行為を是正していない。
- b 是正してから6カ月が経過していない。